

柏市公共施設LED化事業に関するプロポーザル方式募集要領

1 目的、概要

(1) 目的

本市は、柏市役所ゼロカーボンアクションプランを策定し、2030年度までに公共施設の照明LED化100%を目標としている。本事業は、当該目標の達成に向け、複数の公共施設について、リース方式により既存照明のLED化を実施しようとするもの

LED化に当たっては、費用対効果のほか、省エネ性能を踏まえた機器の選定方針、器具・灯具の安全性能の比較、多数の公共施設への設置に係る業務実施体制等を総合的に評価するため、プロポーザル方式により契約を締結しようとするもの

(2) 業務概要

別紙「施設概要」の48施設について、令和7年度から9年度までに既存照明のLED化を実施した上でリース契約を行い、リース期間終了後は市にLED照明を無償で譲渡するもの

なお、既存照明のLED化に当たっては、別紙「施設詳細」、市から提供する図面等及び現況確認結果を参考にした上で、省エネ及び作業環境に配慮したLED照明を設計し、工事を実施するものとする。

(3) 契約期間等

ア 設置工事期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

イ 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和18年1月31日まで（120か月）

当該賃貸借期間は令和8年1月30日までに設置及び検査・調整等が完了したLED照明に係るものとし、それ以後に設置したLED照明に係る賃貸借期間は別途設定する。この場合において、別途設定に係る賃貸借期間は賃貸借開始日から120か月（10年間）とする。

(4) 予定金額（上限金額）

483,224,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

当該金額は賃貸借期間におけるリース料の総額であり、令和7年度予算及び令和8年度から令和19年度までの債務負担行為の設定

により、予算措置をしている。

2 参加資格

参加資格を有する者は、令和7年3月19日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 主たる事業所を有する所在地に係る地方税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 官公庁が令和2年度以後に発注した500万円以上の既存照明のLED化業務又はこれに類する業務について、元請として履行完了（履行中を含む。）した実績があること。

なお、LED化業務には、工事委託、リースのいずれも含むものとし、新築・増築施設における新規のLED設置は類する業務に含まないものとする。

また、実績は、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。

- (7) 単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。

なお、公募への参加に関する権限は代表者に帰属するものとする。

また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。

ウ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の参加者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

エ 複数企業による共同事業体として公募に参加する場合は、共同事業体内の各構成員が(1)～(5)を満たすこと。(6)については、共同事業体内のいずれかの構成員が満たしていればよいこと。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和7年3月19日
質疑書の締切	令和7年4月7日
参加意思表明書の締切	令和7年4月11日
参加資格要件確認結果通知	令和7年4月18日
質疑書に対する回答	令和7年4月23日
提案書等の提出締切	令和7年5月15日
プレゼンテーション	令和7年5月28日
プロポーザル方式結果通知	令和7年6月3日
契約締結（予定）	令和7年7月～令和8年1月

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

※契約手続には、契約条件案の作成後、本市の事務処理として1か月程度期間を有する見込みである。

※債務負担行為の取扱い上、令和8年度以後に設置する照明も含め、令和8年1月29日までに契約締結を要する。器具数・灯数の過大（過少）及び本市施設の統廃合等による契約変更については、仕様書の6（契約金額の上限等）の(3)及び(4)のとおり

4 参加意思表明について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和7年4月11日 午後5時まで

※期間中の受付時間は、月曜日～金曜日（国民の祝日（振替休日を含む。）を除く。）の午前8時30分～午後5時15分に限る。

イ 郵送の場合

令和7年4月11日 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 主たる事業所を有する所在地に係る地方税，法人税，消費税及び地方消費税の滞納がないことを示す証明書

(ア) 国税 納税証明書（その3の3）

(イ) 法人住民税（道府県民税及び市町村民税又は法人都民税）並びに法人事業税に未納の税額がないことの証明書

エ 2の(6)の実績を証する書類（契約書の写し等）

オ 2の(6)を協力事業者の実績により満たそうとするものは，協力事業者との関係が分かる資料（実施体制図や業務提携書等）

カ 2の(7)の共同事業体で参加するものは協定書の写し

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

環境部環境政策課（本庁舎4階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

(4) 部数

各1部

(5) 結果通知

令和7年4月18日までに書面にて通知する。通知方法は電子メールとする。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式3）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【（質疑）柏市公共施設LED化事業】とすること

ウ 送付先：kankyoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は，事務局（04-7167-1695）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない。

(2) 質疑期間

令和7年3月19日から令和7年4月7日（午後5時）まで

(3) 回答方法

令和7年4月23日までに市ホームページに掲載する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式4）をプレゼンテーション実施日の10日前までに、以下のとおり提出すること。

(1) 持参の場合

環境部環境政策課（本庁舎4階）

(2) 郵送の場合

事務局宛に送付すること

7 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

別紙「仕様書」及び「柏市公共施設LED化事業に関するプロポーザル方式審査基準」の項目に沿ったものとする。

(2) 提出書類

以下の書類をA4版により作成すること。

また、プレゼンテーション時に提案書の内容をまとめた概要版を使用する場合は、当該資料についてもA4又はA3版により作成すること。

ア 会社（法人）概要書

次の項目を記載すること。

なお、会社案内（パンフレット等）でも代用可とし、会社案内（パンフレット等）はA4版でなくても可とする。

(ア) 会社（法人）名

(イ) 本社所在地

(ウ) 設立年月日

(エ) 資本金

(オ) 業務内容

イ 業務受注実績書

元請として受注した業務（最大5件程度）について、次の項目を記載すること。

- (ア) 受注年度
- (イ) 発注者（自治体等の名称）
- (ウ) 業務概要
- (エ) 契約金額
- (オ) 履行期間

ウ 主担当者の経歴等

主担当者（仕様書に記載の本市との調整に当たる責任者）について、次の項目を記載すること。副担当者がある場合は、同様に記載すること。

- (ア) 氏名
- (イ) 役職
- (ウ) 常勤・非常勤の別
- (エ) 保有資格
- (オ) 主な役割

エ 事業実施計画書

(ア) 仕様書及び柏市公共施設LED化事業に関するプロポーザル方式審査基準を踏まえた事業の実施方針に係る次の事項を記載すること。

- ① 事業計画
- ② 現況確認
- ③ 詳細設計
- ④ 施工
- ⑤ 検査等
- ⑥ 維持管理

(イ) (ア)の①～⑥の各項目について、実施区分（元受けと下請けの役割分担）を記載するとともに、下請け会社の選定方針、施工に係る1施設当たりの想定人員数（施設の大小に合わせた記載も可）を記載すること。

(ウ) 別紙「施設概要」の48施設について、おおむね想定される事業実施スケジュールを記載すること。

なお、記載に当たっては、「施設概要」の工事希望年度、工事不可期間及び備考並びに仕様書の8（事業計画）の記載を踏まえつつ、特に令和7年度設置に当たっては施工可能期間が短いため、現況確認、詳細設計、施工及び検査等に要する期間を十分に考慮すること。

(3) 部数

8部（正本1部 副本7部）

(4) 期限

ア 持参の場合

令和7年5月15日 午後5時まで

※期間中の受付時間は、月曜日～金曜日（国民の祝日（振替休日を含む。）を除く。）の午前8時30分～午後5時15分に限る。

イ 郵送の場合

令和7年5月15日 必着

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

環境部環境政策課（本庁舎4階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

8 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと。

(1) 内訳書の項目

内訳書には、施設ごと及び全施設合計について次の内容が分かるように項目を設け、記載すること。

ア 調査費

イ 材料費

ウ 施工費

エ 仮設費

オ 処分費

カ その他経費

(2) 上限金額

1(4)に記載の予定金額（上限金額）を超えないこと。

(3) 部数

見積書及び内訳書 各8部（正本1部 副本7部）

(4) 提出方法

提案書と合わせて期限までに提出すること。

なお、紙媒体のほか、電子メールによりエクセル形式で提出すること。

9 プレゼンテーション

(1) 日にち

令和7年5月28日

(2) 場所

柏市役所 本庁舎第1委員会室（本庁舎5階）

なお、当日の集合場所（控室）は参加者に別途通知する。

(3) 実施時間

45分以内とする（説明25分＋質疑15分，セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め5名以内とする。

(5) 貸出物品

机・椅子・電源・外部接続ディスプレイ・HDMIケーブルとする。それ以外の物品については，提案者の負担において用意すること。

(6) 参加者

プレゼンテーションの参加者は，参加資格要件確認結果の合格者のみとする。

(7) 資料

プロポーザルにおける資料（投影資料を含む。）は，7により提出した資料を使用することとし，軽易な誤字の修正を除き，資料の追加提出・修正は不可とする。

10 審査基準

別紙「柏市公共施設LED化事業に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

11 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は，柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市公共施設LED化事業）における，プレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

なお、各委員の審査のばらつきを補正するため、最高点と最低点を除外して集計する。

また、評価点の合計が同点である場合は、協議により決定する。

(3) 補足

プロポーザルにおける提案金額が予定金額（上限金額）を上回る場合は、失格とする。

1 2 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し書面にて通知する。通知方法は、電子メールとする。

1 3 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

1 4 契約手続き

最優秀提案者と業務内容等について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結する。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、審査の得点上位の者から順に同様の協議を行う場合がある。

1 5 事務局

(1) 担当部署

環境部環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7167-1695（直通）

Eメールアドレス：kankyoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

1 6 資料の貸与

参加資格要件確認結果の合格者については、市が保有する以下の資料を市の判断において貸与する。

なお、貸与を受けた事業者は、企画提案書の提出時に貸与資料を返却すること。

また、市の許可なく貸与資料を複製することを禁ずる。

(1) 対象施設（一部施設を除く）の平面図

(2) 対象施設（一部施設を除く。）の照明写真

※照明写真は、全ての照明を撮影したものではない。

また、一部施設については、交換対象外の照明写真も含まれているため、交換数量の把握に当たっては別紙「施設詳細」を確認すること。

1.7 その他

(1) 提出書類は、エコマーク認定品を使用するなど、グリーン購入法に配慮すること。

(2) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。

(4) 参加業者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。その際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。

(5) 参加資格に定めるもののほか、参加意思表示書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合又は提出がなかった場合は失格とする。

(6) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、誤字の修正については、この限りでない。

(7) 提出した書類は、柏市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる場合がある。

(8) 本プロポーザルを辞退した場合であっても、他の案件について不利となることはない。